

平成18年度鏡野町人事行政の運営等の状況

鏡野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年鏡野町条例第2号)の規定に基づき平成18年度鏡野町人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況

区 分	職員数(人)		増減数(人)
	平成18.4.1	平成19.4.1	
一般行政部門計	185	178	-7
教育部門	37	34	-3
公営企業会計部門	97	96	-1
合計	319	308	-11

※職員数には、教育長を含んでいます。

(2) 採用者数(18年度)

職種	人数
保育士	3

(3) 職員退職の状況(18年度)

	一般行政職	技能労務職	医療職	合計
定年	3	2		5
勸奨	6			6
普通	6	1	1	8
合計	15	3	1	19

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口(18年度末)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件費率(B/A)
18年度	14,711人	11,246,562千円	540,201千円	2,039,792千円	18.1%

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況(H18.4.1現在)

一般行政職		技能労務職	
平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
44.7 歳	350,900 円	48.6 歳	280,400 円

(3) 職員の手当の状況(18年度)

手当の種類 (主なもの)	扶養手当、住居手当、通勤手当、 時間外勤務手当、特殊勤務手当、 管理職手当、期末手当、勤勉手 当、寒冷地手当等
-----------------	--

(4) 特別職の報酬の状況(18年度)

区分		給料月額
給料	町 長	730,000 円
助 役		596,000 円
報 酬	議 長	292,000 円
副 議 長		241,000 円
議 員		220,000 円

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

○職員の勤務時間と週休日の状況(18年度)

1週間の 勤務時間	勤務時間の割り振り			
	勤務時間	休憩時間	休息時間	週休日
40時間	午前8時30分～ 午後5時15分	午後0時15分～ 午後1時	午後0時～15分 午後3時～15分	土・日曜日

※本庁・振興センターに勤務する場合のものです。

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況(18年度)

区分	内容	降任	免職	休職	降給
分限処分	勤務成績がよくない場合				
	心身の故障の場合			2	
	その職に必要な適格性を欠く場合				
	廃職又は過員を生じた場合				
	刑事事件に関し起訴された場合				
懲戒処分	地方公務員法などの法令に違反した場合				
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合				
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合				

5. 職員の服務の状況

地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないという服務の根本基準が示されています。また職員には法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。加えて鏡野町職員倫理規程では、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保することを目的として、職員が遵守すべき職務にかかる倫理原則等を定めています。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実績(受講者数)

研修センターが実施又は支援する研修			職場研修	派遣研修
階層別研修	能力開発研修	自主研修		
10	8	612	23	18

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生

職員または被扶養者の病気、負傷、災害、障害もしくは死亡等に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済制度があります。本町職員に対して適用される共済制度は、岡山県市町村職員共済組合が運用、実施しています。また、共済組合の事業をより充実、補完するために設けられた岡山県市町村職員総合事務組合に加入し、福利厚生の充実を図っています。

(2) 公務災害補償制度

公務災害の補償については、地方公務員災害補償法に基づいて行われます。

公務上の災害補償に対する補償の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公務員災害補償基金が設置され、補償等を実施しています。平成18年度 災害件数 4件

(3) 職員の利益の保護

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して申し立てをすることができます。

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により、設置が義務付けられていますが、本町の場合は、その事務を岡山県人事委員会に委託しています。平成18年度 措置要求、不利益処分に係る不服申し立て 0件